平成２４年（フ）第１４１４３号
千葉県千葉市稲毛区長沼原町317―１　ヴィルフォーレ稲毛８番館206
債務者　千葉　彩香
１　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
５　免責審尋期日　平成25年２月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４１５２号
東京都足立区北加平町９―６―401
債務者　齋藤　広美
１　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
５　免責審尋期日　平成25年２月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４１６７号
千葉県船橋市前原東５丁目39―14―Ｈ
債務者　山内進太郎
１　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
５　免責審尋期日　平成25年２月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４１７２号
東京都杉並区阿佐谷北１丁目28―８―203
債務者　前田ともこ
１　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
５　免責審尋期日　平成25年２月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４１７４号
東京都小平市仲町47―１―102
債務者　鈴木　行子
１　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
５　免責審尋期日　平成25年２月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４１７８号
東京都渋谷区初台１丁目38―１―205
債務者　池田　　梢
１　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
５　免責審尋期日　平成25年２月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４１７９号
東京都西東京市保谷町６丁目10―５―205
債務者　弓田　　学
１　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
５　免責審尋期日　平成25年２月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４１８０号
神奈川県藤沢市辻堂元町４丁目７―８―103
債務者　熊谷　久子
１　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
５　免責審尋期日　平成25年２月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４１８３号
東京都練馬区関町南４丁目13―５　さくら関町南ハウス
債務者　杉山　芳廣
１　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
５　免責審尋期日　平成25年２月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４１８４号
東京都足立区六木３丁目24―７―203
債務者　吉田　麻美（旧姓坂巻・今野）
１　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
５　免責審尋期日　平成25年２月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４１８５号
東京都東久留米市浅間町３丁目18―20　花月荘
債務者　岩崎　久夫
１　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
５　免責審尋期日　平成25年２月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４１８６号
東京都文京区千駄木２丁目21―１―402
債務者　齊田あゆみ
１　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
５　免責審尋期日　平成25年２月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４１８７号
東京都足立区大谷田１丁目１―６―802
債務者　荻野　健一
１　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
５　免責審尋期日　平成25年２月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４１８８号
東京都杉並区本天沼１丁目３―10―203
債務者　工藤　伸彦
１　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
５　免責審尋期日　平成25年２月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４１９０号
東京都昭島市玉川町３丁目19―15―201
債務者　猪俣　幸子
１　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
５　免責審尋期日　平成25年２月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部